

令和 6 年第 5 回大山町教育委員会

招集年月日 令和 6 年 4 月 2 6 日 (金) 午後 1 時 3 0 分

招 集 場 所 名和公民館 第 1 会議室

出席委員

1 番	門脇明子	2 番	向陽寛孝	3 番	朧山洋美
4 番	山本健一				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (午後 時 分)

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(令和 6 年度大山町一般会計補正予算(第 1 号) 教育委員会所管の予算)

日程第 4 報告第 2 号 大山町立学校の学校医の委嘱について

日程第 5 報告第 3 号 大山町公民館運営審議会委員の解嘱について

日程第 6 議案第 1 号 令和 6 年度大山町立小学校の防火管理者並びに主任、
主事の任命について

日程第 7 議案第 2 号 令和 6 年度大山町立中学校の防火管理者並びに主任、
主事の任命について

日程第 8 議案第 3 号 令和 6 年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・
衛生推進者の任命について

(裏面あり)

日程第 9 議案第 4 号 大山町立学校における学校運営協議会委員の任命について

日程第 10 議案第 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
(大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

日程第 11 議案第 6 号 大山町社会教育委員の解嘱について

日程第 12 議案第 7 号 大山町社会教育委員の委嘱について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和6年5月 日 () 午 時 分

5. 閉会宣言 (午後 時 分)

報 告 事 項

月	日	曜日	件 名
3 月	26 日	火	大山きやらぼく卒園式
	29 日	金	町職員退職者辞令交付式・退任式
	30 日	土	仁王堂星空観察会
4 月	1 日	月	町職員辞令交付式・着任式、町内教職員辞令交付式 教職員転入者あいさつ式、町教委歓送迎会
	9 日	火	小中学校始業式
	10 日	水	小中学校入学式 ※中学新入生新制服
	11 日	木	六長合同会議、町校長会
	12 日	金	名和さくらの丘保育園春見つけ、管理職会
	16 日	火	県・市町村教育行政連絡協議会(鳥取市白兔会館)
	17 日	水	第1回教科書採択協議会
	18 日	木	大山カレッジ入学式、全国学力学習状況調査
	20 日	土	中山国際交流協会総会
	22 日	月	西部町村就学支援協議会、西部町村教育長会
	23 日	火	臨時議会、職員セミナー
	24 日	水	大山青年の家理事会、町小中外国語・英語主任会
	25 日	木	高校生朝のあいさつ運動、大山カレッジ研修 大山町スポーツ推進委員連絡協議会
	26 日	金	定例教育委員会

今 後 の 予 定

	30 日	火	西部地区人権・同和教育振興会議総会研修会
5 月	9 日	木	ねんりんピック大山町実行委員会第2回総会
	10 日	金	六長合同会議、町校長会
	13 日	月	全国町村教育長会定例総会・研究大会(～15日・東京)
	20 日	月	保育所・小・中学校教育課程等ヒアリング(名和公民館)

報告第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 1 号) 教育委員会所管の予算)

令和 6 年第 3 回大山町議会臨時会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 4 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第 3 条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第1号 資料

令和6年度大山町一般会計補正予算（第1号）の事業概要

担当課 社会教育課

●歳入 補正なし

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	説 明
国際交流事業	7,353	1,283	8,636	・ テメキュラ30周年記念事業に関し、テメキュラヒル北側生垣を式典までに伐採整備する。 ・ 中学生の韓国襄陽郡交流派遣に関し、高騰が見込まれるサーチャージ料等について増額する。
				テメキュラヒル生垣伐採手数料 165 国際交流人材育成事業補助金 1,118 (※過疎対策事業債（ソフト事業分）1,100千円を充当)

担当課 学校給食センター

●歳入 (単位：千円)

科目	補正前	補正額	補正後	説 明
町債 (過疎対策事業債)	6,600	7,700	14,300	I H式回転釜更新事業 7,700

●歳出 (単位：千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	説 明
学校給食センター (大山)	30,290	7,711	38,001	・ 施設完成時（平成18年度）から使用している回転窯が故障したため、新規に購入する。
				I H式回転釜更新事業 7,711 (※過疎対策事業債（ハード事業分）7,700千円を充当)

報告第2号

大山町立学校の学校医の委嘱について

大山町立学校の学校医の委嘱について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和6年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1 委嘱

- | | |
|-------------|--|
| (1) 候補者指名 | <small>たなか ひろゆき</small>
田中 宏征 (大山町国民健康保険 名和診療所) |
| (2) 職 名 | 学校医 |
| (3) 学 校 名 | 名和小学校、名和中学校 |
| (4) 委嘱年月日 | 令和6年4月1日 |
| (5) 委 嘱 理 由 | 人事異動による |

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(10) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

報告第3号

大山町公民館運営審議会委員の解嘱について

大山町公民館運営審議会委員の解嘱について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条2項の規定により報告する。

令和6年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町公民館運営審議会委員解嘱者
別紙のとおり
- 2 解嘱事由
別紙のとおり
- 3 解嘱年月日
令和6年3月31日

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (9) 社会教育委員その他の法令又は条例に基づく委員会、審議会等の委員の任命、又は委嘱に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

令和 6 年度大山町立小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

令和 6 年度大山町立小学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

令和 6 年 4 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 令和 6 年度大山町立小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
別紙のとおり
- 2 発令年月日 令和 6 年 4 月 1 日

議案第2号

令和6年度大山町立中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

令和6年度大山町立中学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

令和6年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1 令和6年度大山町立中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
別紙のとおり

2 発令年月日 令和6年4月1日

議案第3号

令和6年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命について

令和6年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者を次のとおり任命するものとする。

令和6年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1 令和6年度大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命候補者
別紙のとおり

2 発令年月日 令和6年4月1日

議案第4号

大山町立学校における学校運営協議会委員の任命について

大山町立学校における学校運営協議会委員を次のとおり任命するものとする。

令和6年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 大山町立学校における学校運営協議会委員の任命候補者
別紙のとおり
- 2 発令年月日 令和6年4月1日

議案第 5 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年
法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 4 月 26 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に
教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合におい
ては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成26年大山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (<u>揭示等</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定	(内容及び手続の説明及び同意) 第5条 (略) 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。 (1) (略) (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 3～6 (略) (<u>揭示</u>) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定

教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定・教育保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定・教育保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

大山町社会教育委員の解嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり解嘱するものとする。

令和 6 年 4 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 大山町社会教育委員解嘱者
別紙のとおり
- 2 解嘱事由
別紙のとおり
- 3 解嘱年月日

令和 6 年 3 月 3 1 日

議案第7号

大山町社会教育委員の委嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和6年4月26日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 大山町社会教育委員候補者
別紙のとおり
- 2 委嘱事由
別紙のとおり
- 3 委嘱年月日
令和6年4月1日
- 4 任期
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで